

休眠預金等活用法に係る規定(約款)

この規定は、「休眠預金等活用法」の施行をもって適用し、制定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されるものとします。

この規定において「この預金」とは、後掲の「異動にあたるお取引一覧表」に記載の預金種類を指します。

第1条(休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当行からの利子の支払に係るものを除きます。)
- ② 手形または小切手の呈示その他の第三者による支払の請求があったこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。)
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、「公告」といいます。))の対象となっている場合に限り。)
 - (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳(記帳する取引が無かった場合を除く)もしくは繰越があったこと
- ⑤ 預金者等からの申し出にもとづく預金種別の変更または口座移管があったこと
- ⑥ 複数の商品を組み合わせた商品(総合口座取引、通帳式定期預金取引、通帳式通知預金取引)について、通帳内の他の預金が前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

第2条(休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 当行ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り。)
- ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日
 - (a) 異動事由(当行ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。)
 - (b) 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り。)

第3条(複数の預金を組み合わせた商品の取引に係る預金の最終異動日等)

総合口座取引または通帳式定期預金取引および通帳式通知預金取引において預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由(第2条第2項において定める事由をいいます。)が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

(平成29年12月)

第4条（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
 - ① この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ② この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

第5条（規定の改定）

この規定を改定する場合は、当行ホームページ等にて改定内容を告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日から適用するものとします。

以 上

●異動にあたるお取引一覧表(預金種類別に該当する異動取引)

預金種類	法定 異動事由	当行が認可を受けている異動事由								
		通帳			証書			預金 種別 の変更	お客様 申出に よる 移管	複数の 預金を 組み合 わせた 商品 ※2
		発行	記帳 ※1	繰越	発行	記帳 ※1	繰越			
当座預金 (専用約束手形口用を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・引出し ・預入れ ・振込の受入れ ・振込みによる払出し ・口座振替その他の事由による預金額の異動 ・手形又は小切手の提示その他第三者による支払の請求があった場合(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り) ・預金者等による公告の対象となっている預金に係る情報の提供の求めがあった場合 	○							○	
普通預金 (無利息特約付を含む)		○	○	○				○	○	
貯蓄預金		○	○	○					○	
納税準備預金		○	○	○					○	
通知預金		○	○	○	○				○	○
総合口座		○	○	○					○	○
自由金利型(M型)定期預金 (スーパー定期預金)		○	○	○	○				○	○
自由金利型定期預金 (大口定期預金)		○	○	○	○				○	○
期日指定定期預金		○	○	○	○	○	○		○	○
変動金利型定期預金		○	○	○	○				○	○
据置定期預金		○	○	○	○	○	○		○	○
積立定期預金		○	○	○					○	○
定期積金		○	○	○					○	
財形預金(一般・年金・住宅)		休眠預金等活用法の対象ではございません。								
マル優預金										
外貨預金										
譲渡性預金										

※1：記帳する取引が無かった場合を除きます。

※2：総合口座取引または通帳式定期預金取引において、この中の預金のいずれかに異動があった場合は他の預金にも異動事由が生じたものとして取り扱います。

(平成29年12月)